

Universal Oneサービス契約約款（第2編） 【現改比較表】 2022年6月15日現在

～2022年6月30日

2022年7月1日～

▲Universal Oneサービス契約約款（第2編）（平成23年B N Sネサ第100017号）

実施 平成23年5月10日

▲Universal Oneサービス契約約款（第2編）（平成23年B N Sネサ第100017号）

実施 平成23年5月10日

目次（略）

第1章 総則

第1条～第3条（略）

（用語の定義）

第4条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1～22（略）	（略）
23 接続契約者回線	I P 伝送網と相互に接続する電気通信回線（別記6に掲げる電気通信サービスに係る契約に基づいて設置される電気通信回線（当社が別に定める接続点を介してI P 伝送網と相互に接続するものを除きます。）をいいます。）  （注）（略）
24～41（略）	（略）

第2章～第3章（略）

第4章 契約

第1節 V P Nサービスに係る契約

第11条～第15条（略）

（V P N契約申込の方法）

第16条 V P N契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行うI P 伝送サービス取扱所に提出していただきます。

(1)～(4)（略）

(5) 接続契約者回線等について**当社**又は協定事業者と締結している契約の内容（当社が別に定めるものに限ります。）

(6)～(7)（略）

2（略）

目次（略）

第1章 総則

第1条～第3条（略）

（用語の定義）

第4条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1～22（略）	（略）
23 接続契約者回線	I P 伝送網と相互に接続する電気通信回線（別記6に掲げる <b>エヌ・ティ・ティ・テレソナント株式会社（以下「契約事業者」とします。）</b> の電気通信サービスに係る契約に基づいて設置される電気通信回線（当社が別に定める接続点を介してI P 伝送網と相互に接続するものを除きます。）をいいます。）  （注）（略）
24～41（略）	（略）

第2章～第3章（略）

第4章 契約

第1節 V P Nサービスに係る契約

第11条～第15条（略）

（V P N契約申込の方法）

第16条 V P N契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行うI P 伝送サービス取扱所に提出していただきます。

(1)～(4)（略）

(5) 接続契約者回線等について**契約事業者**又は協定事業者と締結している契約の内容（当社が別に定めるものに限ります。）

(6)～(7)（略）

2（略）

Universal Oneサービス契約約款（第2編） 【現改比較表】 2022年6月15日現在

～2022年6月30日

2022年7月1日～

(注) 本条第1項第5号に規定する当社が別に定める契約の内容は、協定事業者の契約約款及び料金表に規定する事項のうち、当社がV P Nサービスの料金又は工事に関する費用を適用するために必要な事項とします。

(V P N契約申込の承諾)

第17条 (略)

2 (略)

3 当社は、前2項の規定にかかわらず、次の場合には、そのV P N契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) V P N契約の申込みをした者が、接続契約者回線等について、当社又は協定事業者と契約を締結している者と同一の者とならないとき。
- (2) 接続契約者回線等について、当社又は協定事業者と契約を締結している者が複数となるとき。
- (3) 前2号の規定にかかわらず、接続契約者回線等について当社又は協定事業者と契約を締結している者が複数(契約者数が2となるものに限ります。)となる場合においては、そのV P N契約の申込みをした者がその複数の契約者に含まれていないとき又はそのV P N契約の申込みについて当社若しくは協定事業者と契約を締結している者(申込みをした者を除きます。)の同意がないとき。

(4)～(9) (略)

(最低利用期間)

第18条 (略)

2 前項の最低利用期間は、V P Nサービスの提供を開始した日又はV P N契約者が接続事業者変更(接続契約者回線等に係る協定事業者(当社を含みます。以下この条において同じとします。))を他の協定事業者へ変更(別記5の(1)に掲げる協定事業者相互間の変更を除きます。)すること、第24条(契約者回線又は加入者回線の移転等)第2項に規定する変更を行なうこと又はV P Nサービスの区分等を変更(当社が別に定めるものに限ります。)することをいいます。以下同じとします。)を行った日を起算開始日として1年間とします。

3 (略)

(注) (略)

第19条～第22条 (略)

(回線収容部等の変更)

第23条 V P N契約者(第1種サービスに係る者に限ります。以下この条において同じとします。)が接続契約者回線等に係る終端の場所について変更の申込みを当社又は協定事業者に行うときは、当社は、その内容について契約事務を行うI P伝送サービス取扱所に届け出ていただきます。

2～3 (略)

第24条 (略)

(注) 本条第1項第5号に規定する当社が別に定める契約の内容は、契約事業者又は協定事業者の契約約款及び料金表に規定する事項のうち、当社がV P Nサービスの料金又は工事に関する費用を適用するために必要な事項とします。

(V P N契約申込の承諾)

第17条 (略)

2 (略)

3 当社は、前2項の規定にかかわらず、次の場合には、そのV P N契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) V P N契約の申込みをした者が、接続契約者回線等について、契約事業者又は協定事業者と契約を締結している者と同一の者とならないとき。
- (2) 接続契約者回線等について、契約事業者又は協定事業者と契約を締結している者が複数となるとき。
- (3) 前2号の規定にかかわらず、接続契約者回線等について契約事業者又は協定事業者と契約を締結している者が複数(契約者数が2となるものに限ります。)となる場合においては、そのV P N契約の申込みをした者がその複数の契約者に含まれていないとき又はそのV P N契約の申込みについて契約事業者若しくは協定事業者と契約を締結している者(申込みをした者を除きます。)の同意がないとき。

(4)～(9) (略)

(最低利用期間)

第18条 (略)

2 前項の最低利用期間は、V P Nサービスの提供を開始した日又はV P N契約者が接続事業者変更(接続契約者回線等に係る協定事業者(契約事業者を含みます。以下この条において同じとします。))を他の協定事業者へ変更(別記5の(1)に掲げる協定事業者相互間の変更を除きます。)すること、第24条(契約者回線又は加入者回線の移転等)第2項に規定する変更を行なうこと又はV P Nサービスの区分等を変更(当社が別に定めるものに限ります。)することをいいます。以下同じとします。)を行った日を起算開始日として1年間とします。

3 (略)

(注) (略)

第19条～第22条 (略)

(回線収容部等の変更)

第23条 V P N契約者(第1種サービスに係る者に限ります。以下この条において同じとします。)が接続契約者回線等に係る終端の場所について変更の申込みを契約事業者又は協定事業者に行うときは、その内容について契約事務を行うI P伝送サービス取扱所に届け出ていただきます。

2～3 (略)

第24条 (略)

## Universal Oneサービス契約約款（第2編） 【現改比較表】 2022年6月15日現在

～2022年6月30日

2022年7月1日～

（アクセス回線共用）

第25条 V P N 契約者（第1種サービスに係る者に限ります。）は、アクセス回線共用（そのV P N サービスに係る回線収容部に収容される接続契約者回線等（別記6に掲げる [I P 通信網サービスに係る接続契約者回線](#)を除きます。以下この条において同じとします。）について、そのV P N サービスのほか別記2に定める当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を相互に接続して接続契約者回線等を共用することをいいます。以下同じとします。）の請求をすることができます。

2～5 （略）

（注）（略）

第26条～第27条 （略）

（V P N 利用権の譲渡）

第28条 （略）

2 （略）

3 当社は、前項の規定によりV P N 利用権の譲渡の承認を求められたときは、次の場合を除いて、これを承認します。

(1)～(2) （略）

(3) その譲受人が、その接続契約者回線等について [当社](#)又は協定事業者と契約を締結している者とならないとき。

ただし、その接続契約者回線等について [当社](#)又は協定事業者と契約を締結している者が複数（契約者数が2となる場合に限り。）となる場合においては、その譲受人がその複数の契約者に含まれていないとき又はその譲渡について [当社](#)若しくは協定事業者と契約を締結している者（その譲受人を除きます。）の同意がないとき。

(4)～(5) （略）

4 （略）

第29条～第30条 （略）

（協定事業者等の契約の解除等に伴うV P N 契約の扱い）

第31条 （略）

2 前項に規定するほか、当社は、次の場合には、そのV P N 契約を解除することがあります。

(1) V P N 契約者とそのV P N 契約に係る接続契約者回線等について協定事業者と契約を締結している者とが同一の者でないことについて、その事実を知ったとき。

(2) 接続契約者回線等について [当社](#)又は協定事業者と契約を締結している者が複数となる場合においては、そのV P N 契約者とその複数の契約者に含まれていないことについて、その事実を知ったとき。

(3) （略）

（アクセス回線共用）

第25条 V P N 契約者（第1種サービスに係る者に限ります。）は、アクセス回線共用（そのV P N サービスに係る回線収容部に収容される接続契約者回線等（別記6に掲げる接続契約者回線を除きます。以下この条において同じとします。）について、そのV P N サービスのほか別記2に定める当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を相互に接続して接続契約者回線等を共用することをいいます。以下同じとします。）の請求をすることができます。

2～5 （略）

（注）（略）

第26条～第27条 （略）

（V P N 利用権の譲渡）

第28条 （略）

2 （略）

3 当社は、前項の規定によりV P N 利用権の譲渡の承認を求められたときは、次の場合を除いて、これを承認します。

(1)～(2) （略）

(3) その譲受人が、その接続契約者回線等について [契約事業者](#)又は協定事業者と契約を締結している者とならないとき。

ただし、その接続契約者回線等について [契約事業者](#)又は協定事業者と契約を締結している者が複数（契約者数が2となる場合に限り。）となる場合においては、その譲受人がその複数の契約者に含まれていないとき又はその譲渡について [契約事業者](#)若しくは協定事業者と契約を締結している者（その譲受人を除きます。）の同意がないとき。

(4)～(5) （略）

4 （略）

第29条～第30条 （略）

（協定事業者等の契約の解除等に伴うV P N 契約の扱い）

第31条 （略）

2 前項に規定するほか、当社は、次の場合には、そのV P N 契約を解除することがあります。

(1) V P N 契約者とそのV P N 契約に係る接続契約者回線等について、[契約事業者又は協定事業者](#)と契約を締結している者とが同一の者でないことについて、その事実を知ったとき。

(2) 接続契約者回線等について [契約事業者](#)又は協定事業者と契約を締結している者が複数となる場合においては、そのV P N 契約者とその複数の契約者に含まれていないことについて、その事実を知ったとき。

(3) （略）

Universal Oneサービス契約約款（第2編） 【現改比較表】 2022年6月15日現在

～2022年6月30日

2022年7月1日～

第32条 (略)

第2節 国際V P Nサービスに係る契約

第33条 (略)

(国際V P N契約申込の方法)

第34条 国際V P N契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行うI P 伝送サービス取扱所に提出していただきます。

(1)～(5) (略)

(6) 接続契約者回線等について当社又は協定事業者と締結している契約の内容(当社が別に定めるものに限ります。)

(7)～(8) (略)

2 (略)

(注1) (略)

(注2) 本条第1項第6号及び第7号に規定する当社が別に定める契約の内容は、協定事業者の契約約款及び料金表(接続契約者回線等に係るものに限ります。)に規定する事項又は外国側契約者が外国の電気通信事業者と締結している契約に係る事項のうち、当社が国際V P Nサービスの料金又は工事に関する費用を適用するために必要な事項とします。

(国際V P N契約申込の承諾)

第35条 (略)

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その国際V P N契約の申込みを承諾しないことがあります。

(1) 国際V P N契約の申込みをした者が、接続契約者回線等について、当社又は協定事業者と契約を締結している者とならないとき。

(2) 接続契約者回線等について、当社又は協定事業者と契約を締結している者が複数となるとき。

(3) 前2号の規定にかかわらず、接続契約者回線等について当社又は協定事業者と契約を締結している者が複数(契約者数が2となるものに限ります。)となる場合においては、そのV P N契約の申込みをした者がその複数の契約者に含まれていないとき又はそのV P N契約の申込みについて当社若しくは協定事業者と契約を締結している者(申込みをした者を除きます。)の同意がないとき。

(4)～(10) (略)

(注) (略)

第36条～第38条 (略)

第5章～第8章 (略)

第9章 通信

第32条 (略)

第2節 国際V P Nサービスに係る契約

第33条 (略)

(国際V P N契約申込の方法)

第34条 国際V P N契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行うI P 伝送サービス取扱所に提出していただきます。

(1)～(5) (略)

(6) 接続契約者回線等について契約事業者又は協定事業者と締結している契約の内容(当社が別に定めるものに限ります。)

(7)～(8) (略)

2 (略)

(注1) (略)

(注2) 本条第1項第6号及び第7号に規定する当社が別に定める契約の内容は、契約事業者又は協定事業者の契約約款及び料金表(接続契約者回線等に係るものに限ります。)に規定する事項又は外国側契約者が外国の電気通信事業者と締結している契約に係る事項のうち、当社が国際V P Nサービスの料金又は工事に関する費用を適用するために必要な事項とします。

(国際V P N契約申込の承諾)

第35条 (略)

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その国際V P N契約の申込みを承諾しないことがあります。

(1) 国際V P N契約の申込みをした者が、接続契約者回線等について、契約事業者又は協定事業者と契約を締結している者とならないとき。

(2) 接続契約者回線等について、契約事業者又は協定事業者と契約を締結している者が複数となるとき。

(3) 前2号の規定にかかわらず、接続契約者回線等について契約事業者又は協定事業者と契約を締結している者が複数(契約者数が2となるものに限ります。)となる場合においては、そのV P N契約の申込みをした者がその複数の契約者に含まれていないとき又はそのV P N契約の申込みについて契約事業者若しくは協定事業者と契約を締結している者(申込みをした者を除きます。)の同意がないとき。

(4)～(10) (略)

(注) (略)

第36条～第38条 (略)

第5章～第8章 (略)

第9章 通信

Universal Oneサービス契約約款（第2編） 【現改比較表】 2022年6月15日現在

～2022年6月30日

2022年7月1日～

第50条 (略)

(接続契約者回線等による制約)

第51条 I P 伝送契約者は、[当社](#)又は協定事業者の契約約款及び料金表の定めるところにより、接続契約者回線等を使用することができない場合においては、I P 伝送サービスを利用することはできません。

第10章～第12章 (略)

第13章 雑則

第66条～第70条 (略)

(I P 伝送契約者からの通知)

第71条 当社は、接続契約者回線等について、第16条(V P N 契約申込の方法)又は第34条(国際V P N 契約申込の方法)に規定する事項その他当社が別に定める異動があったときは、その内容についてI P 伝送契約者から速やかに所属I P 伝送サービス取扱所に通知していただきます。

(注) 本条に規定する当社が別に定める異動は、[当社](#)又は協定事業者の契約約款及び料金表に定めるもののうち、次のとおりとします。

- (1) (略)
- (2) 利用休止 ([接続契約者回線等\(別記6に掲げるI P 通信網サービスに係るものを除きます。\)](#)に係るものに限りません。)

(3)～(6) (略)

第72条～第78条の4 (略)

第14章 (略)

別記

1～2 (略)

3 I P 伝送契約者の地位の承継

(1)～(2) (略)

(3) (1)の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人(その接続契約者回線等に係る者との同一の者)とします。ただし、その接続契約者回線等について[当社](#)又は協定事業者と契約を締結している者が複数となる場合又はアクセス回線共用を行う場合であって、その他社接続共用回線について協定事業者と契約を締結している者が複数となる場合においては、その複数の契約者のうちの1人とします。)を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。

(4) (略)

第50条 (略)

(接続契約者回線等による制約)

第51条 I P 伝送契約者は、[契約事業者](#)又は協定事業者の契約約款及び料金表の定めるところにより、接続契約者回線等を使用することができない場合においては、I P 伝送サービスを利用することはできません。

第10章～第12章 (略)

第13章 雑則

第66条～第70条 (略)

(I P 伝送契約者からの通知)

第71条 当社は、接続契約者回線等について、第16条(V P N 契約申込の方法)又は第34条(国際V P N 契約申込の方法)に規定する事項その他当社が別に定める異動があったときは、その内容についてI P 伝送契約者から速やかに所属I P 伝送サービス取扱所に通知していただきます。

(注) 本条に規定する当社が別に定める異動は、[契約事業者](#)又は協定事業者の契約約款及び料金表に定めるもののうち、次のとおりとします。

- (1) (略)
- (2) 利用休止 ([他社接続契約者回線](#)に係るものに限りません。)

(3)～(6) (略)

第72条～第78条の4 (略)

第14章 (略)

別記

1～2 (略)

3 I P 伝送契約者の地位の承継

(1)～(2) (略)

(3) (1)の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人(その接続契約者回線等に係る者との同一の者)とします。ただし、その接続契約者回線等について[契約事業者](#)又は協定事業者と契約を締結している者が複数となる場合又はアクセス回線共用を行う場合であって、その他社接続共用回線について協定事業者と契約を締結している者が複数となる場合においては、その複数の契約者のうちの1人とします。)を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。

(4) (略)

**Universal Oneサービス契約約款（第2編） 【現改比較表】 2022年6月15日現在**

～2022年6月30日

2022年7月1日～

4～5 （略）

6 I P 伝送サービスの提供に係る**当社の**電気通信サービス

電気通信サービスの名称	契約の種類	契約約款の名称
I P 通信網サービス	第2種契約	I P 通信網サービス契約約款

7～19 （略）

料金表

通則

1～17 （略）

（I P 伝送サービスの区分等）

18 当社は、この料金表を適用するに当たって、次のとおり区分等を定めます。

(1) （略）

(2) 国際V P Nサービス

ア （略）

イ 国際V P Nサービスの品目

(ア) （略）

(イ) アクセスタイプ2に係るもの

A （略）

B アクセスタイプ2は、次に掲げる電気通信サービスに係る接続契約者回線と接続して提供します。

区 分	内 容
インターネットアクセス	<u>当社の I P 通信網サービス契約約款に規定する I P 通信網サービス（第2種契約に係るものに限り。）</u>

(ウ) （略）

ウ （略）

19～20 （略）

（高額利用割引）

21 高額利用に係る料金の割引の適用については次のとおりとします。

(1) 当社は、次の場合には、次表に規定する額の割引（以下この通則21において「高額利用割引」といいます。）を行います。

ただし、料金表別表3の規定により割引を適用される場合についてはこの限りではありません。

4～5 （略）

6 I P 伝送サービスの提供に係る電気通信サービス

<u>事業者の名称</u>	電気通信サービスの名称	契約の種類	契約約款の名称
<u>エヌ・ティ・ティレゾナント株式会社</u>	I P 通信網サービス	第2種契約	I P 通信網サービス契約約款

7～19 （略）

料金表

通則

1～17 （略）

（I P 伝送サービスの区分等）

18 当社は、この料金表を適用するに当たって、次のとおり区分等を定めます。

(1) （略）

(2) 国際V P Nサービス

ア （略）

イ 国際V P Nサービスの品目

(ア) （略）

(イ) アクセスタイプ2に係るもの

A （略）

B アクセスタイプ2は、次に掲げる電気通信サービスに係る接続契約者回線と接続して提供します。

区 分	内 容
インターネットアクセス	<u>別記6に定める電気通信サービス</u>

(ウ) （略）

ウ （略）

19～20 （略）

（高額利用割引）

21 高額利用に係る料金の割引の適用については次のとおりとします。

(1) 当社は、次の場合には、次表に規定する額の割引（以下この通則21において「高額利用割引」といいます。）を行います。

ただし、料金表別表3の規定により割引を適用される場合についてはこの限りではありません。

Universal Oneサービス契約約款（第2編） 【現改比較表】 2022年6月15日現在

～2022年6月30日

2022年7月1日～

ア (略)

イ I P 伝送契約者（臨時V P N契約者、アクセスタイプ5に係るV P N契約者を除きます。以下この通則21において同じとします。）からあらかじめ申出があった1の高額利用指定回線群（I P 伝送契約者が指定する2以上のI P 伝送契約（そのI P 伝送契約者と同一名義のものに限ります。以下この通則21において同じとします。）又はI P 伝送契約及び当社が別に定める当社の他の電気通信サービスに係る契約（そのI P 伝送契約者と同一名義のものであって、その電気通信サービスの契約約款及び料金表に規定する高額利用割引の適用を受けるものに限ります。以下この通則21において同じとします。）により構成されるものをいいます。以下この通則21において同じとします。）の料金額（高額利用指定回線群に係るI P 伝送契約の次のA及びBに掲げる料金、又はI P 伝送契約の次のA及びBに掲げる料金と当社が別に定める当社の他の電気通信サービスに係る料金（その電気通信サービスの契約約款及び料金表に規定する高額利用割引の適用の対象となる料金に限ります。以下この通則21において同じとします。）の合計額をいいます。以下この通則21において同じとします。）が100万円(110万円)を超える場合。

A～B (略)

割引額 (月額)	ア イ以外の 場合	(略)
	イ 高額利用 指定回線群 に <u>当社</u> の他 の電気通信 サービスに 係る契約を 含む場合	(略)

(2) (1)の表のイ欄の割引額の計算結果に1円未満の端数が生じたときは、当社は、その端数を、この通則21又は当社が別に定める当社の他の電気通信サービスに係る契約約款に規定する高額利用割引のうち、I P 伝送契約者が指定する高額利用割引の割引額に加算するものとします。

ただし、その高額利用指定回線群にV P N契約が含まれない場合は、当社は、その端数を、この通則21に規定する高額利用割引の割引額に加算するものとします。

(3)～(4) (略)

ア (略)

イ I P 伝送契約者（臨時V P N契約者、アクセスタイプ5に係るV P N契約者を除きます。以下この通則21において同じとします。）からあらかじめ申出があった1の高額利用指定回線群（I P 伝送契約者が指定する2以上のI P 伝送契約（そのI P 伝送契約者と同一名義のものに限ります。以下この通則21において同じとします。）又はI P 伝送契約及び当社が別に定める他の電気通信サービスに係る契約（そのI P 伝送契約者と同一名義のものであって、その電気通信サービスの契約約款及び料金表に規定する高額利用割引の適用を受けるものに限ります。以下この通則21において同じとします。）により構成されるものをいいます。以下この通則21において同じとします。）の料金額（高額利用指定回線群に係るI P 伝送契約の次のA及びBに掲げる料金、又はI P 伝送契約の次のA及びBに掲げる料金と当社が別に定める他の電気通信サービスに係る料金（その電気通信サービスの契約約款及び料金表に規定する高額利用割引の適用の対象となる料金に限ります。以下この通則21において同じとします。）の合計額をいいます。以下この通則21において同じとします。）が100万円(110万円)を超える場合。

A～B (略)

割引額 (月額)	ア イ以外の 場合	(略)
	イ 高額利用 指定回線群 に他の電気 通信サービ スに係る契 約を含む場 合	(略)

(2) (1)の表のイ欄の割引額の計算結果に1円未満の端数が生じたときは、当社は、その端数を、この通則21又は当社が別に定める他の電気通信サービスに係る契約約款に規定する高額利用割引のうち、I P 伝送契約者が指定する高額利用割引の割引額に加算するものとします。

ただし、その高額利用指定回線群にV P N契約が含まれない場合は、当社は、その端数を、この通則21に規定する高額利用割引の割引額に加算するものとします。

(3)～(4) (略)

**Universal Oneサービス契約約款（第2編） 【現改比較表】 2022年6月15日現在**

～2022年6月30日

2022年7月1日～

(5) 当社は、I P 伝送契約者から、その高額利用指定回線群に新たに I P 伝送契約（当社が別に定める当社の他の電気通信サービスに係る契約を含みます。以下この(5)において同じとします。）を追加する申出があったときは、その申出を当社が承諾した日から、高額利用指定回線群を構成している I P 伝送契約をその高額利用指定回線群から除外する旨の申出があったときは、その申出があった日の前日まで、その高額利用指定回線群を構成する I P 伝送契約として取り扱います。

(6)～(8) (略)

(注) (1)、(2)及び(5)に規定する当社が別に定める当社の他の電気通信サービスは、I P 通信網サービス契約約款に規定する I P 通信網サービス及びUniversal Oneサービス契約約款（第6編）に規定するクラウドコンピュータサービス通信網サービスとします。

22～32 (略)

第1表～第2表 (略)

第3表 附帯サービスに関する料金

第1 回線制御装置使用料

1 適用

区 分	内 容				
(1) (略)	(略)				
(2) 回線制御装置の態様による細目に係る料金の適用	<p>当社は、回線制御装置使用料を適用するにあたって、次表のとおり回線制御装置の態様による細目を定めます。</p> <p>ア V P Nサービス（STMアクセスに係るもの又はインターネットアクセスに係るものに限ります。）又は国際V P Nサービス（STMアクセスに係るもの及びインターネットアクセスに係るものに限ります。）に係るもの</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>(ア) 基本装置</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td></td> </tr> </table>	(ア) 基本装置	(略)	備考	
(ア) 基本装置	(略)				
備考					

(5) 当社は、I P 伝送契約者から、その高額利用指定回線群に新たに I P 伝送契約（当社が別に定める他の電気通信サービスに係る契約を含みます。以下この(5)において同じとします。）を追加する申出があったときは、その申出を当社が承諾した日から、高額利用指定回線群を構成している I P 伝送契約をその高額利用指定回線群から除外する旨の申出があったときは、その申出があった日の前日まで、その高額利用指定回線群を構成する I P 伝送契約として取り扱います。

(6)～(8) (略)

(注) (1)、(2)及び(5)に規定する当社が別に定める他の電気通信サービスは、I P 通信網サービス契約約款に規定する I P 通信網サービス、Universal Oneサービス契約約款（第6編）に規定するクラウドコンピュータサービス通信網サービス及びエヌ・ティ・ティ・インテリソナント株式会社のIP通信網サービス契約約款に規定する第2種オープンコンピュータ通信網サービスとします。

22～32 (略)

第1表～第2表 (略)

第3表 附帯サービスに関する料金

第1 回線制御装置使用料

1 適用

用 語	用 語 の 意 味				
(1) (略)	(略)				
(2) 回線制御装置の態様による細目に係る料金の適用	<p>当社は、回線制御装置使用料を適用するにあたって、次表のとおり回線制御装置の態様による細目を定めます。</p> <p>ア V P Nサービス（STMアクセスに係るもの又はインターネットアクセスに係るものに限ります。）又は国際V P Nサービス（STMアクセスに係るもの及びインターネットアクセスに係るものに限ります。）に係るもの</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>(ア) 基本装置</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td></td> </tr> </table>	(ア) 基本装置	(略)	備考	
(ア) 基本装置	(略)				
備考					



Universal Oneサービス契約約款（第2編） 【現改比較表】 2022年6月15日現在

～2022年6月30日

2022年7月1日～

1 上記の規定によるほか、国際VPN契約者（アクセスタイプ2（[接続契約者回線が当社のIP通信網サービス契約約款に規定する第2種契約](#)に係るものに限ります。）に係る者に限ります。）は、I型からV型までのものについて利用することができます。

2 (略)

(イ) その他の装置等 (略)

備考 (略)

イ～エ (略)

(3)～(4) (略)

(略)

2 料金額 (略)  
第2～第5 (略)

料金表別表 (略)

1 上記の規定によるほか、国際VPN契約者（アクセスタイプ2（[別記6に定める電気通信サービス](#)に係るものに限ります。）に係る者に限ります。）は、I型からV型までのものについて利用することができます。

2 (略)

(イ) その他の装置等 (略)

備考 (略)

イ～エ (略)

(3)～(4) (略)

(略)

2 料金額 (略)  
第2～第5 (略)

料金表別表 (略)